

契約担当官

航空自衛隊第1航空団

会計隊長 伊藤 勝



「航空自衛隊第1航空団(浜松基地)におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第5項の規定に基づき実施する、随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者(郵送等)のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達 番号	件名	納入 (履行) 場所	納期 (履行期限)	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一資格)	参加 条件	同等品申請 提出期限
1	役務	基-役-13	排水管清掃業務	航空自衛隊 御前崎分屯基地	R8.12.31	R8.6.10	R8.6.25 12:00	R8.6.25 12:00	航空自衛隊基地等調達 オープンカウンター実施 要領第5条のとおり	なし	
			以下余白								

詳細については、浜松基地HP掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼について」及びオープンカウンター方式の実施要領等によるほか、下記連絡先にお問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先(仕様書等を公表している場合を除く。)

〒432-8551

静岡県浜松市中央区西山町無番地

航空自衛隊第1航空団(浜松基地)基地業務群会計隊契約班

電話053-472-1111 内線3772 FAX053-472-7735 担当 平野

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	排水管清掃業務	22警隊LPS-X-32	
		承認	令和 8年 5月 18日
		作成	令和 8年 5月 18日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	22警隊 基地業務小隊
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲</p> <p>本仕様書は、航空自衛隊御前崎分屯基地における排水管清掃業務（以下“役務”という。）について適用する。</p> <p>1.2 履行場所</p> <p>調達要領指定書のとおり。</p> <p>1.3 履行期限</p> <p>調達要領指定書のとおり。</p> <p>1.4 引用文書等</p> <p>本役務は、本仕様書によるほか、次の関係規定により履行するものとする。</p> <p>a) 建築物における衛生環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（以下「建築物衛生法」という。）</p> <p>b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第68号）</p> <p>c) その他関係法令等</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>調達要領指定書のとおり。</p> <p>3 品質保証</p>			

3.1 監督・検査

- a) 作業は、監督官の指示により実施する。
- b) 契約相手方は、作業に必要な箇所及び監督官が指示する箇所について黒板等に作業内容を記載し、撮影するものとする。
- c) 本役務の統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。
- d) 撮影した写真及びデータは、役務完了後すべて破棄し、流出防止に努める。
- e) 本役務は監督官と十分な打ち合わせを行い、綿密な計画に基づき実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

- a) 役務に必要な書類は、監督官の指示する様式により、指定する期日までに提出するものとする。
- b) 役務写真は、作業前、中、後を撮影しアルバムに整理して提出するものとする。

4.2 安全管理

現場代理人は、作業現場の整理整頓に心掛け、風紀、衛生及び安全の管理並びに火災及び盗難の事故防止に万全を期するものとする。

4.3 その他必要な事項

- a) 本役務実施にあたっての入門及び基地内における行動は、交通法規及び基地規則を厳守するものとし、作業場所以外への立入を禁止する。やむを得ず作業場所以外への立入を必要とする場合は、監督官に確認の上で行うものとする。
- b) 基地内の施設及び工作物、備品の保護には十分注意を払うものとし、万一不注意により破損した場合は、速やかに監督官へ報告し、その指示のもと請負業者の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本仕様書及びその他契約の履行において疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	調達要求番号	基-役-13
	調達要求年月日	令和 8 年 6 月 4 日
	作成部課	22警隊 基地業務小隊
	作成年月日	令和 8 年 5 月 18 日
品名又は件名	排水管清掃業務	
仕様書番号	22警隊LPS-X-32	

指定事項：

1.2 履行場所

航空自衛隊御前崎分屯基地（別図1のとおり。）

1.3 履行期限

令和8年12月31日

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

下に示すとおり、排水管内洗浄及び詰まりの除去を行い管閉塞を予防し、排水管本来の機能（排水を建物外へ円滑に排除すること）を復旧させる。（別図2、3のとおり）

a) 作業範囲は、別図2、3のとおり実施するものとし、その他は監督官の指示によるものとする。

b) 作業前に管内カメラ等を用いて、鉄コブの堆積状況、閉塞箇所、管の腐食状況を確認する。

c) 役務に必要な資材等は、契約相手方が準備するものとする。

d) 使用する高圧洗浄車は2.5MPaスペックの高圧洗浄車、作業時は1.5MPa程度で実施する。また、排水管洗浄作業監督者の有資格者を配置し、洗浄作業を実施させる。

e) 配管洗浄作業時に使用する材料における材料検査は、監督官立会のもと実施し、検査に合格したものを使用する。

f) 作業を実施する前に、事前確認（詰まり箇所、配管の材質、配管系統図の確認）を実施するものとする。

g) 作業完了後、監督官立会のもと、詰まり等の異常がないことを確認するものとする。また、配管から漏水が発生した際においては、漏水修繕作業を実施し適切な処置を施すものとする。その際、使用部材については、材料検査を行い合格したものを使用する。

h) 除去した汚泥等は屋外汚水桝で強力吸引車にて回収、契約業者側で処分する。

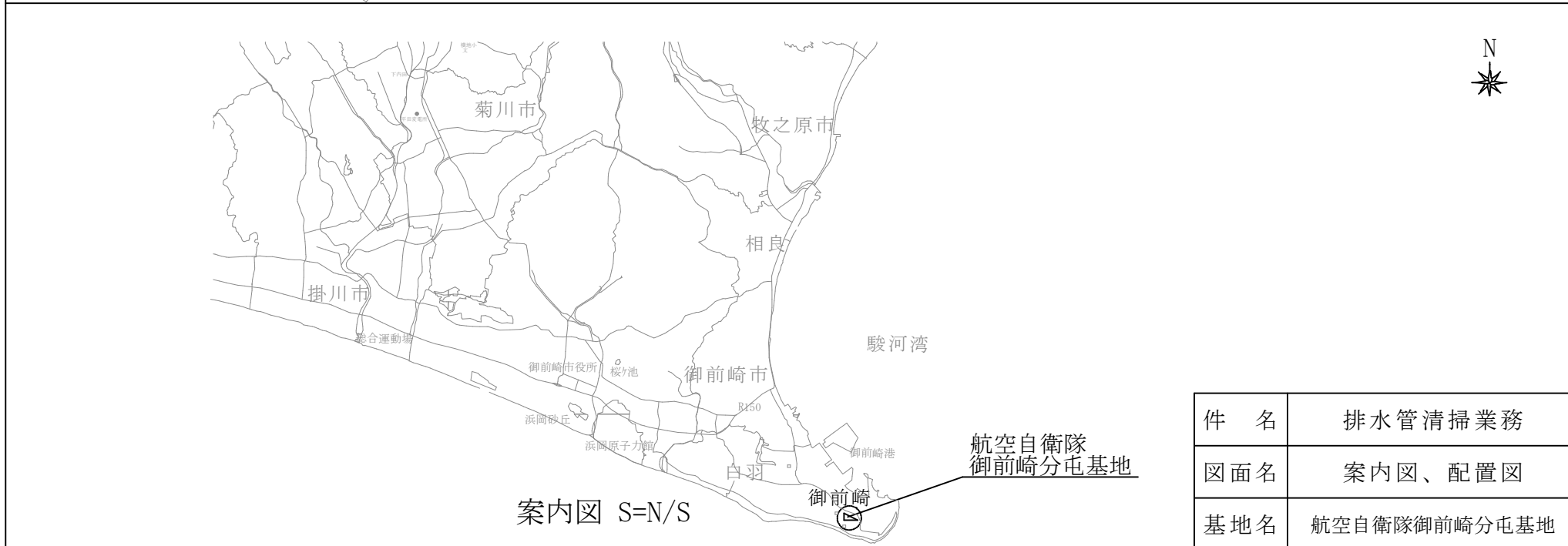
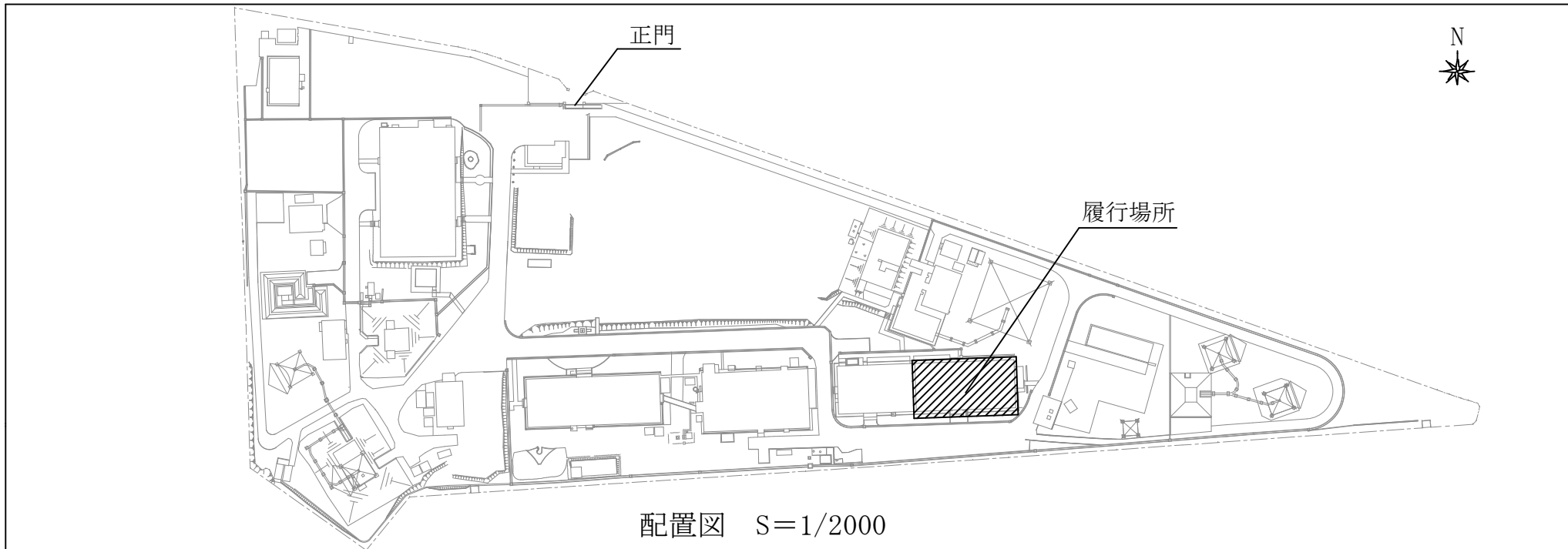
i) 作業後、配管内視鏡カメラを使用して管内の状況を確認するとともに、適宜の部分

で撮影を実施し、監督官の指示する要領で取りまとめ、作業前写真と併せて官側へ提出するものとする。

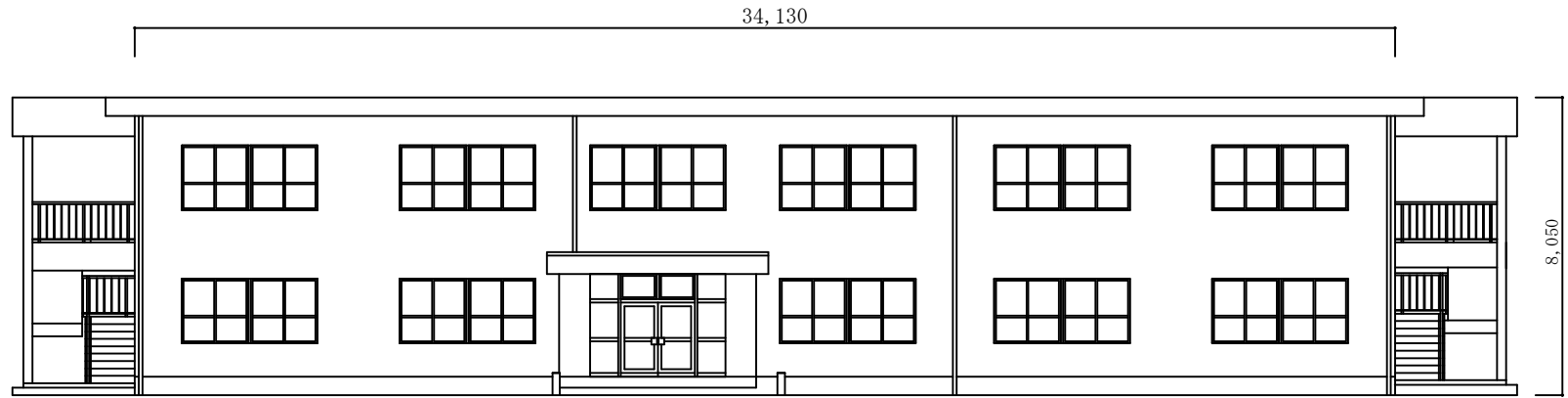
j) 役務完了後は、作業現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

k) 電気及び水道を使用する場合は、契約業者においてメーターの取付、配管及び配線を実施し、監督官の承認を得た後に使用する。なお、料金は有料とする。

l) 清掃によって生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。産業廃棄物処理の結果はマニフェストB 2及びD票を報告書と併せて官側へ提出するものとする。また、マニフェストE票を監督官の指示する期日までに提出するものとする。



件名	排水管清掃業務
図面名	案内図、配置図
基地名	航空自衛隊御前崎分屯基地

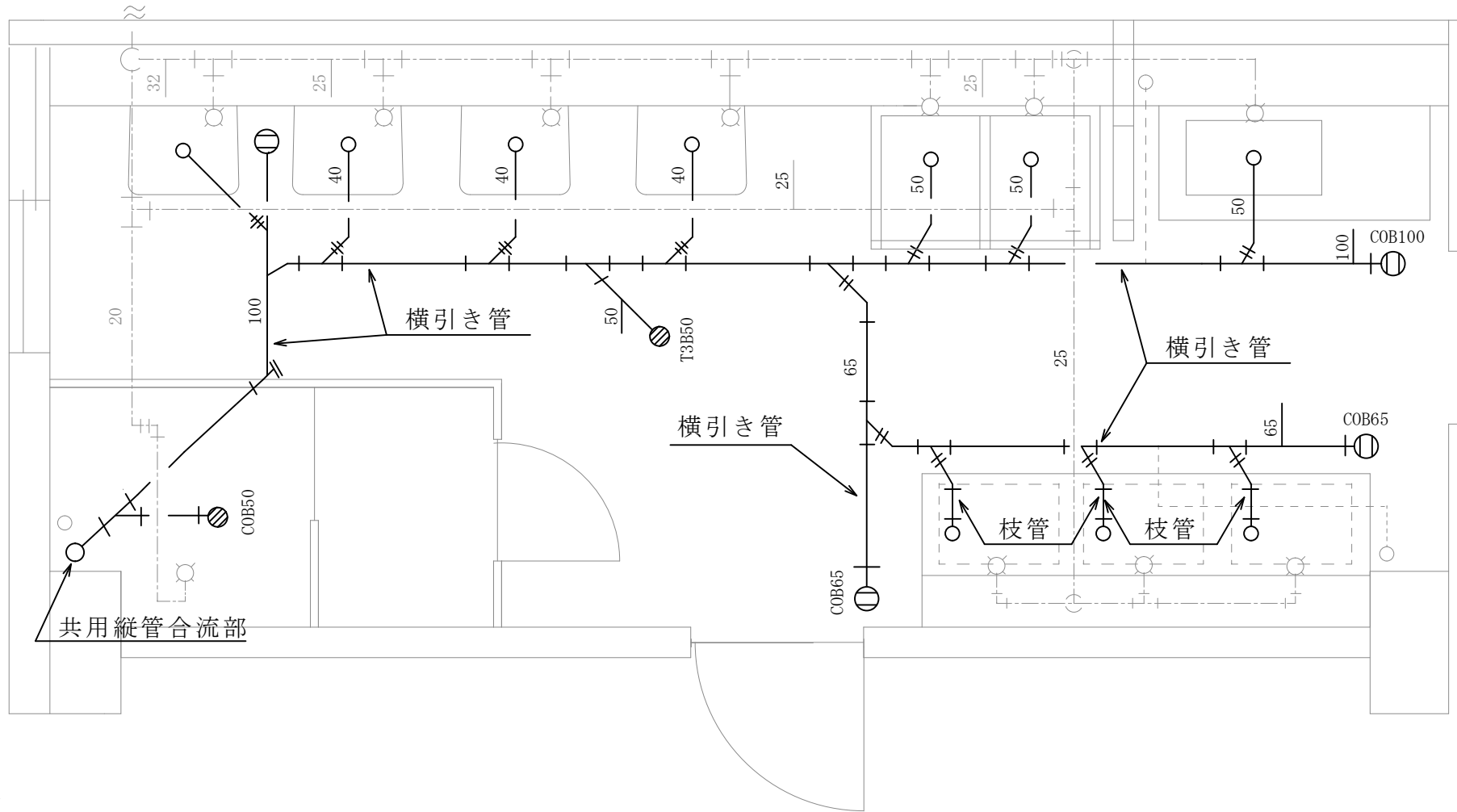


隊舎立面図 S=1/200



2階平面図 S=1/200

件名	排水管清掃業務
図面名	立面図、2階平面図
基地名	航空自衛隊御前崎分屯基地



凡例

記号	名称
⊙	床上掃除口
⊗	床排水トラップ
----	通気管
----	給水管
—	排水管

作業場所配管詳細図 S = 1 / 3 0

※洗濯機側横引き管（枝管含む。）から共用縦管合流部まで作業を行うものとする。

件名	排水管清掃業務
図面名	作業場所配管詳細図
基地名	航空自衛隊御前崎分屯基地

